



2025団交シリーズ②【共通】

年間休日を120日にせよ！

誠実団交義務違反！

11月21日に「申1号」労働条件及び職場諸要求の事業所共通について団体交渉を行いました。事業所共通の組合員の要求として多かったのが年間休日120日の問題についてでした。会社の回答は、「今後も採用競争力等もふまえ、必要に応じて対応していく。」というもので、この回答は、これまでの5回に及ぶ要求に対する回答と同じものでした。しかも、「なぜ、本社だけが年間休日が120日の休日なのか?」との質問に対しては、「誰に聞いてもわからない」「過去の経過を調べたがわからない」と、これもこれまでと同じ回答を繰り返しました。

誠実に交渉する義務とは！

誠実交渉義務は、使用者に労働組合との団体交渉に誠実に応じることを義務付けるものです。これは、単に交渉の場を設けるだけでなく、交渉の内容についても誠実な対応を求めるものです。誠実な交渉とは、互いに歩み寄り、合意形成を目指して建設的な議論を行うことを意味します。一方的な主張や拒絶、時間稼ぎなどは誠実交渉義務違反とみなされます。使用者には、団体交渉において誠実に交渉を行う義務があります。これは、単に交渉の場を設けるだけでなく、交渉の内容についても誠実な対応を求めるものです。

具体的な項目と内容はこれだ！

- ・誠実な態度：相手方の主張に耳を傾け、真摯に検討する姿勢を持つこと
- ・建設的な議論：相互理解と合意形成に向けて、建設的な議論を行うこと
- ・必要な情報の提供：交渉に必要な情報を相手方に提供すること
- ・妥協点の模索：一方的な主張に固執せず、互いに妥協点を探すこと